○海上保安庁告示第百四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　渡名喜港灯台
位置
所在地　沖縄県島尻郡渡名喜村（出砂島南端の東南東方約四・〇キロメートル）
北緯　二六―二二―二一
東経　一二七―〇八―二八
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十三年四月二十六日

名称　福山港第二号灯標
位置
所在地　広島県福山港（百間礁灯標の南西方約五・八キロメートル）
北緯　三四―二三―一四
東経　一三三―二六―五四
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十三年四月二十六日
記事　一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百四十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港第三号灯標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北方約一・五キロメートル）
北緯　三五―三四―五四
東経　一四〇―〇二―四一
変更した事項
名称　千葉港第三号仮設灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年五月三日
記事　一時変更

名称　大洗港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県大洗港（南防波堤外端）
北緯　三六―一八―〇三
東経　一四〇―三四―四七
変更した事項
名称　大洗港沖防波堤南灯台
位置
所在地　茨城県大洗港（沖防波堤南端）
北緯　三六―一七―二六
東経　一四〇―三五―一三
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年五月十四日

○海上保安庁告示第百四十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　橘港電発取水口B灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・七キロメートル）
北緯　三三―五一―一〇
東経　一三四―三九―〇〇
廃止年月日　平成二十三年五月十七日

名称　橘港電発取水口C灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・七キロメートル）
北緯　三三―五一―一二
東経　一三四―三八―五七
廃止年月日　平成二十三年五月十七日

○海上保安庁告示第百四十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　北電知内発電シーバース灯
位置
所在地　北海道上磯郡知内町（北電知内発電シーバース）
北緯　四一―三五―〇五
東経　一四〇―二六―〇四
変更した事項
光度　実効光度一、五〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記事　一　附属施設
イ　副灯一個
(一)　灯質　モールス符号白光毎一二秒にU（・・―）
(二)　光度　実効光度二〇〇カンデラ
(三)　光達距離　三・〇海里
(四)　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル
(五)　設置場所　本灯の東方約六六メートル
(六)　記事　副灯一個は、本灯に同期している。
ロ　ダイヤフラムホーン一個
(一)　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号U（・・―）音
(二)　設置場所　本灯の東方約六六メートル
ハ　レーダー反射器
二　北海道電力株式会社管理
変更年月日　平成二十三年五月十八日

○海上保安庁告示第百四十六号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表W一四一の項の次に次のように加える。

JP141	AKI NADA AND APPROACHES PLAN:NEKO SETO	1／60,000 1／30,000	（安芸灘及び付近） 航路、法第25条第2項の経路、法第29条の2第1項の海域

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市保田字大井手甲一三二八番一から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A 六・八〇～七七・七四メートル B・C 一一・五〇～一五七・〇〇メートル	五・四五六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 六・八〇～七七・七四メートル B・C 一一・五〇～一五七・〇〇メートル	六・〇八六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所